

環境省設置法の一部を改正する法律

(平成一七年四月二七日法律第三三号)

一、提案理由(平成一七年三月一五日・衆議院環境委員会)

小池国務大臣 ただいま議題となりました環境省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、我が国においては、廃棄物の不法投棄対策、地球温暖化対策、外来生物対策等、国として軸足を地域に置いた環境施策の展開が求められております。これに対応し、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな施策を実施するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所という二系統の地方組織を統合し、法律に規定する環境大臣の権限等を委任できる地方支分部局として、環境省に地方環境事務所を設置しようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、地方環境事務所の設置であります。

環境省に、地方支分部局として地方環境事務所を置くこととし、地方環境事務所は、環境省の所掌事務の一部を分掌することとします。

第二に、環境大臣の権限を定める関係法律の一部改正であります。

環境大臣の権限を地方環境事務所長に委任することができるよう、関係法律について所要の規定の整備を行います。

……………(略)……………

以上が、これら法律案及び承認案件の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

二、衆議院環境委員長報告(平成一七年四月一日)

小沢鋭仁君 ただいま議題となりました両案件につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案件の要旨を申し上げます。

環境省設置法の一部を改正する法律案は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境行政を展開するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所の二系統の地方組織を統合し、環境省に、地方支分部局として地方環境事務所を設置しようとするものであります。

……………(略)……………

両案件につきましては、三月十四日本委員会に付託され、翌十五日小池環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、去る二十九日一括して審査を行い、質疑を終了し、採決の結果、法律案は全会一致をもって原案のとおり可決し、承認案件は全会一致をもって承認すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院環境委員長報告（平成一七年四月二 日）

郡司彰君 ただいま議題となりました両案件につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、環境省設置法の一部を改正する法律案は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな施策を実施するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所という二系統の地方組織を統合し、環境省に地方支分部局として地方環境事務所を設置しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両案件を一括して議題とし、地方環境事務所の体制の充実強化、地域に軸足を置いた廃棄物不法投棄対策、地球温暖化対策などの環境施策の積極的展開等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、両案件を順次採決の結果、法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、承認案件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。